

皆さんは 「共済年金」と「国民年金」の 加入者です

新たに組合員になられた方に、加入されている年金制度について、ご案内いたします。
 皆さんは、組合員になると同時に公務員の年金制度である「共済年金」の加入者となりました。
 また、現在の制度では、原則として20歳以上60歳未満の全ての国民は、「国民年金」に加入することになります。下図のとおり国民年金の第2号被保険者となり、共済年金と国民年金に同時に加入することになります。

加入する制度は次のようになります



公的年金のしくみ

国民年金 (基礎年金)	厚生年金保険 国民年金 (基礎年金)	共済年金 (共済組合) 国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
自営業者	民間サラリーマン	公務員	サラリーマンの妻など
20歳以上60歳未満の 自営業者・自由業者と その家族、学生	厚生年金保険の 被保険者	共済組合の組合員	第2号被保険者の被扶養 配偶者(20歳以上60歳 未満の妻、または夫)

※詳細については、「平成23年度版 共済組合ミニガイド」をご覧ください。

*次回は、共済年金の種類等について、ご案内します。